

平成25年度HACCP対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業 に係る公募要領（第3次公募）

1 総則

平成25年度HACCP対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業（以下「補助事業」という。）に係る課題提案の実施については、この要領に定めるものとします。

2 公募対象補助事業

補助事業の内容は以下のとおりとします。

(1) 事業目的

近年、世界的な日本食の評価の高まり、アジア諸国等の経済発展に伴う富裕層の増加等により、安全で高品質な我が国水産物に対するニーズが海外で大きくなっており、我が国水産物の輸出拡大が水産業の更なる成長に必要となっています。

水産物の輸出に当たっては、水産加工・流通施設が輸出先国の求める衛生条件を満たすことが必要であり、世界に通用するHACCP基準等を満たすための施設の改修が輸出促進にとって急務であります。

これを受け、輸出拡大を目指す水産加工・流通業者が行う輸出先国のHACCP基準等を満たすための施設の改修整備を進めます。

(2) 事業内容

漁港における高度な衛生管理手法が導入されている地域等において、輸出拡大を目指す水産加工・流通業者が行う輸出先国のHACCP基準等を満たすための施設の改修整備に要する経費を助成します。

3 応募者の要件

本事業への応募は、別紙1に該当する者であって、次の全ての要件を満たすものとします。

- (1) 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する者であること。
- (2) 本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であること。
- (3) 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。

4 補助対象経費の範囲

- (1) 補助の対象となる経費は、補助事業の実施に直接必要な経費であり、輸出拡大を目指す水産加工・流通業者が行う輸出先国のHACCP基準等を満たすための施設の改修整備に係る工事費、実施設計費及び工事雑費とします。補助事業に直接関係のない経費は補助対象としません。

提案に当たっては、補助事業を実施するために必要な経費を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額は、課題提案書等に記載された内容等の審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも提案額とは一致しません。

また、経費については千円単位で計上して下さい。

- (2) 補助の対象となる経費の詳細は、別紙2のとおりです。

なお、補助事業を実施するために必要な経費が別紙2に掲げる費目に該当するか判断が難しいものは、10の(2)の問い合わせ先にお問い合わせ下さい。

- (3) 補助事業を実施するために必要な経費は、本補助事業以外の事業を実施するために必要な経費及び補助事業者が独自に実施する事業の経費等と明確に区分して経理する必要があります。

5 補助対象としない経費

補助事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は補助対象としません。

- (1) 建物等施設の新設、不動産取得に関する経費
(2) 補助事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
(3) 補助事業に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）ただし、補助事業に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りではありません。

なお、補助事業に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合は、補助金額を減額する必要があります。

6 補助金の額、補助率

補助金の額は、373,159千円以内とし、その範囲内で事業の実施に必要な補助対象経費の1/2以内を補助します。（ただし、1提案あた

りの上限を300百万円、下限を5百万円とします。)

また、提案のあった金額については、事業の提案内容や補助対象経費等の精査により減額する場合がありますので御留意下さい。

7 事業実施期間

交付決定日から交付決定日の属する年度末までとなります。

ただし、本事業は、「財政法」第14条の3の規定により平成26年度に繰り越して使用することができます。

8 補助金の支払方法

補助金の支払方法は精算払とします。ただし、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書きに規定する協議が調い、かつ、補助事業者からの請求により、必要があると認められる金額については概算払をすることができます。

9 提出書類の作成等

- (1) 平成25年度HACCP対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業に係る課題提案書（別紙様式1）
- (2) 平成25年度HACCP対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業に係る課題提案書別添（別紙様式2）
- (3) 平成25年度HACCP対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業の実施に当たってのチェックシート（別紙様式3）
- (4) 提出者の概要（団体概要等）がわかる資料

定款、直近3か年間の業務報告書、貸借対照表、損益計算書、パンフレット等、提出者の概要がわかる資料

なお、提出者の概要がわかる資料については、審査に必要がある場合、別途追加で提出していただくことがあります。

10 課題提案書等の提出期限、提出場所及び問い合わせ先等

- (1) 提出期限：平成26年6月6日（金）午後5時必着
- (2) 事業内容、課題提案書等の作成・提出に関する問い合わせ先及び提出場所

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1
水産庁漁政部加工流通課指導班又は加工振興班

(農林水産省本館8階 ドアNo.本876)

担当者：塩手（しおて）、瓜生（うりゅう）、池田（いけだ）、小澤（おざわ）

TEL：03-3502-8111（内線6618、6614）

問い合わせは、（月）～（金）（祝日を除く。）で、午前9時30分～午後4時30分（正午～午後1時を除く。）までとします。

(3) 提出書類及び部数

ア 平成25年度HACCP対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業に係る課題提案書（別紙様式1）・・・1部

イ 平成25年度HACCP対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業に係る課題提案書別添（別紙様式2）・・・各6部

ウ 平成25年度HACCP対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業の実施に当たってのチェックシート（別紙様式3）・・・各6部

エ 提出者の概要（団体概要等）がわかる資料・・・各6部

オ 提出書類一式を1つの封筒に入れ、「平成25年度HACCP対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業課題提案書在中」と封筒の表に朱書きをして提出して下さい。

なお、提出書類は返却しません。また、機密保持には十分配慮し、審査等に限り使用し、課題提案書等を提出した者（以下「課題提案者」という。）に無断で他の目的には使用しません。

(4) 提出に当たっての注意事項

ア 課題提案書等に使用する言語は日本語とします。

イ 課題提案書等の書類の提出は、原則として郵送又は宅配便としますが、やむを得ない場合に限り提出場所での窓口受付も可能とします。ファクシミリ又は電子メールによる提出は受け付けません。

ウ 課題提案書等を郵送等する際には、簡易書留・配達記録等を利用し、配達されたことが証明できる方法によって下さい。

エ 課題提案書等の提出書類は、返却しませんので御了承願います。

オ 提出期限までに到着しなかった提出書類は、いかなる理由があろうと無効となります。また、提出書類に不備等がある場合、別紙1の要件を満たさない場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領等を熟読の上、注意して作成して下さい。

カ 課題提案書等の差し替えは固くお断りいたします。

キ 応募団体の要件を有しない者が提出した課題提案書等は、無効とし

ます。

ク 課題提案書等の作成及び提出に係る費用は、課題提案者の負担とします。

1.1 課題提案会の開催

(1) 課題提案書の提出状況によっては課題提案会を開催する場合があります。開催する場合には、有効な書類を提出した者に対して平成26年6月6日までに開催場所、説明時間、出席人数の制限等を連絡します。

※課題提案会を開催しない場合には連絡しません。

(2) 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、課題提案書等の説明を行うものとします。

なお、課題提案会に係る費用は、課題提案者の負担とします。

1.2 補助金交付候補者の選定等

(1) 審査方法

提出された課題提案書等は、審査基準に基づき、選定審査委員会の審査を経て、課題提案者の中から、事業実施主体となり得る候補者（以下「補助金交付候補者」という。）を特定するものとします。

(2) 審査の観点

審査の具体的な観点は、以下のとおりです。

ア 事業内容及び実施方法

1) 事業の目的、趣旨との整合性

・公募要領の目的と整合性があるか

2) 事業内容の妥当性

・公募要領の事業内容に対して妥当なものとなっているか

3) 実施方法の妥当性

・事業の実施方法が妥当なものとなっているか

・実施方法は事業実施に係る関係者との十分な連携の下に提案されているか

イ 事業の効果

1) 事業評価手法の具体性

・事業効果の評価手法が具体的となっているか

（水産加工・流通施設の改修整備による輸出拡大の見込みや新たなHACCP取得の予定を設定しているか、目標に対する実績の対比と、その要因分析が行われているか、誰が評価し、評価結果を次年

度以降にどう結びつけるか)

2) 事業遂行の効率性

- ・効率的な事業運営となっているか
(人員の配置、支出経費の重複等の無駄がなく、効率的な事業運営となっているか)

ウ 補助事業者の適格性

1) 実施体制の適格性

- ・事業実施体制は適切か(責任者が特定されているか、役割分担は適切か)
- ・事業遂行に当たり課題提案者に財務上の問題はないか

2) 知見、専門性等の有無

- ・水産物の品質・衛生管理及び輸出に関し専門的知見を有しているか

3) 経理処理能力の適格性

- ・経理事務及び業務の処理能力があるか(経理担当者の人数、経歴年数、他の補助事業の経験の有無、公認会計士・税理士等第三者のチェックがあるか)
- ・経理処理体制が整っているか(責任者が特定されているか、内部けん制がとれているか)

4) 交付決定取消の原因となる行為の有無

- ・課題提案書等の提出から過去3年以内に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消があった補助事業者等において、当該取消の原因となる行為を行っていないか

エ その他

- ・事業費あたりの費用・便益分析(別紙3に基づき算出)の結果は妥当なものとなっているか

(3) 審査結果の通知

選定審査委員会の審査結果報告に基づき、補助金交付候補者として特定した者に対しその旨を通知するとともに、それ以外の課題提案者に対しては、候補とならなかった旨をそれぞれ通知します。

本通知は、補助金交付の候補となったことをお知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続きを経て、正式に決定されることと

なります。

なお、課題提案の内容については、審査での選考を受けて修正させていただくことがあります。

また、補助金交付候補者の名称又は氏名は、原則として公開します。

1.3 補助事業者の責務等

補助金の交付決定を受けた補助事業者は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たっては、以下の条件を守らなければなりません。

(1) 事業の推進

補助事業者は、事業実施上の運営管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を持たなければなりません。

(2) 補助金の経理管理

補助事業者は、交付を受けた補助金の管理に当たっては、適正化法、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）等に基づき、適正に執行する必要があります。

補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、補助事業と他の事業の経理を区分し、補助金の経理を明確にする必要があります。

(3) フォローアップ

補助事業実施期間中、水産庁関係課担当によるフォローアップを実施し、所期の目的が達成されるよう、補助事業者に対し、事業実施上必要な指導・助言等を行うとともに、事業の進捗状況について必要な調査（現地調査を含む。）を行います。

補助事業者は、補助事業の年度途中における事業の進捗状況及び交付を受けた補助金の使用状況についての報告をしなければなりません。

(4) 執行状況調査

補助事業実施期間中、事業の進捗状況、成果等に関する調査が実施されます。

補助事業者から提出される報告書及び必要に応じて行われるヒアリングに基づき、当該事業が申請内容、補助金の交付決定の内容及び条件に従って確実に実施されているかどうかの確認を行います。

したがって、調査の結果によっては、補助事業実施期間中であっても、事業計画の変更を求める、あるいは、補助金の交付を中止することがあります。

(5) 取得財産の管理

この補助事業により取得した事業設備等の財産の所有権は、補助事業

者に帰属します。

また、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

ア この補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません（他の用途への使用はできません。）。

イ この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上の財産について、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要がある時は、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

なお、農林水産大臣が承認をした当該財産を処分したことによって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納入させることがあります。

(6) 事業成果等の報告及び発表

この補助事業により得られた事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、補助事業終了後に、必要な報告を行わなければなりません。水産庁は、報告を受けた内容に基づき、施設の改修の内容、当該施設の利用状況及び輸出の状況等について無償で活用できるほか、ホームページにて公表するものとします。

また、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業による成果であること、論文の見解が水産庁の見解ではないことを必ず明記し、公表した資料については水産庁に提出しなければなりません。

(7) その他

その他、国の定めるところにより義務が課されることがあります。

また、本事業を複数年の事業として計画した場合であっても、次年度の事業が約束されたものではありませんので御留意下さい。

1.4 補助事業における利益等排除

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、以下のとおり、利益等排除の方法を定めることとします。

(1) 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下のア～ウの関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用いることとします。

ア 補助事業者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 補助事業者の関係会社(上記イを除く)

(2) 利益等排除の方法

ア 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費に計上します。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

ウ 補助事業者の関係会社(上記イを除く。)からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費に計上します。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

なお、「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明し、その根拠となる資料の提出も求めます。

1.5 その他留意事項

(1) 補助金交付候補者として特定された者であっても、国からの補助金交付決定の通知以前に実施した事業は、補助対象とはなりません。

(2) 補助事業完了後の補助金の実績報告の際に、必要に応じ国の現地調査及び事業の収支に係る関係書類の提出を求めることがあります。

- (3) 当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管する必要があります。
- (4) 取得財産がある場合は、(3)の帳簿等は、(3)の規程に関わらず取得財産の処分制限期間中は整備保管しなければなりません。

別紙 1

H A C C P 対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業の応募は、下記の表の(1)に該当する者であって、かつ、(2)の①から③のいずれかの内容に該当する者が、輸出拡大のために水産加工・流通施設の改修を行う場合において、当該施設の改修整備により新たに当該施設のH A C C P 認定の取得又は輸出先国の求める衛生管理の要件を満たすためのものであり、交付決定日の属する年度末(ただし、本事業は、「財政法」第14条の3の規定により平成26年度に繰り越して使用することができます。)までに事業の完了が見込まれるものとする。

対象の範囲	具体的な内容
(1) 応募できる者	漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合 水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、事業協同組合、 水産物卸売業者、水産加工業を営む者
(2) 事 項	① 高度な衛生管理手法が導入されている港又は当該手法の導入が既に計画されている港のある地域に立地する施設を自ら有する者 ② ①の地域から直接原料の供給を受ける者 ③ 対EU輸出水産食品の取扱について(平成21年6月4日付け食安発 第0603001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2148号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第175号水産庁長官通知)に基づき都道府県が登録した漁船又は養殖場から直接原料の供給を受ける者

注：上記の表の(2)の①の「高度な衛生管理手法が導入されている港又は当該手法が既に計画されている港のある地域」とは、次のいずれかの地域とする。

- ア 国が高度衛生管理基本計画を策定している特定第3種漁港地区
- イ 地方公共団体又は水産業協同組合が水産物流通機能高度化対策基本計画を作成している漁港地区
- ウ 漁港における衛生管理基準について(平成20年6月12日付け20水港第1070号水産庁漁港漁場整備部長通知)に定めるレベル2を満たす漁港地区
- エ その他、ア若しくはイと同等の計画が策定されている港湾地区又はウと同等の衛生管理手法が導入されている港湾地区

別紙 2

本事業の補助の対象となる経費の詳細は、次のとおりとする。

事業費	{	工 事 費・・・対象施設の壁、床面、天井等の改修に必要な建設工事費や
		消費税等相当額 当該施設に附帯する機器の購入に必要な経費及び別表 1 に掲げる共通仮設費等
	{	実 施 設 計 費・・・対象施設の改修整備の設計に必要な調査費及び設計費
		消費税等相当額
{	工 事 雑 費・・・対象施設の改修整備の施行に伴い、直接必要とする別表 2	
	消費税等相当額 掲げる経費（工事費の 4. 5 %を限度とする）	

別表 1 共通仮設費

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地等に関する費用
仮 設 物 費	仮囲、仮事務所、宿舍、下小屋、便所、倉庫、災害防止設備等に関する費用
動力用光熱水費	動力、用水、光熱等に関する費用
試 験 調 査 費	全般的な試験、試作、調査等に関する費用
整 備 清 掃 費	全般的な整備、清掃、あとかたづけ、養生等に関する費用
機 械 器 具 費	数種目に共通的な機械器具等に関する費用
運 搬 費	数種目に共通的な運搬又は共通仮設に伴う運搬に関する費用
そ の 他	数種目に共通的なその他の仮設的費用

別表 2 工事雑費

区 分	内 容
報 酬	用地買収交渉、土地物件等の評価、登記事務に限る。
賃 金	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）
共 済 費	賃金に係る社会保険料
旅 費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
需 要 費	消耗品費、燃料費、光熱水料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（補助金事業遂行上特に必要な場合に限る。）
役 務 費	通信運搬費、手数料、筆記翻訳料、公告料、雑役務費
委 託 費	登記事務等の委託料
使用料及び賃借料	土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械の借料及び損料
備 品 購 入 費	事業実施に直接必要な庁用器具及び事業用機械器具
公 課 費	
公社一般管理費	公社営事業における公社の本社経費等

（消費税については、それぞれの費用に含まれる。）

費用・便益分析要領

1 費用・便益分析基準

費用・便益分析においては、事業を実施した場合に生ずる便益（受益対象が享受できる効果を貨幣換算したもの。以下同じ。）を事業実施に要する費用と比較することとし、費用便益比率（ B/C ）を用いることとする。

2 総費用及び総便益の計算の方法

総費用は当該事業に投入される費用の総額とし、総便益は、各々の分析対象期間の各年度に発生する便益の合計とする。各年度の便益の算出方法は、整備しようとする施設の耐用年数（ n ）にわたり、社会的割引率（ R ）を用いて基準年に現在価値化したものを用いることとする。

総費用及び総便益の計算式

$$\text{総費用 (C)} = \sum (C_n \times R_n)$$

$$\text{総便益 (B)} = \sum (B_n \times R_n)$$

C_n : 基準年から n 年後に要する年間の費用

B_n : 基準年から n 年後に発生する年間の便益

R_n : 基準年から n 年後の社会的割引率を考慮した係数

3 費用便益比率の計算式

一般に公共事業の場合、完成した施設の維持管理費はその施設の事業費とともに費用として計上されるが、非公共事業であるHACCP対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業では、維持管理費を費用に加算するのではなく便益から控除することとする。

これは、公共事業により完成した施設は、人工公物として多くの国民に利用され、その維持管理のための費用は事業費と同様公的な負担として扱われることが多いのに対し、HACCP対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業のような非公共事業では、利用者が限定され、その利用者がその維持管理のための費用を毎年負担している場合が多いためである。

以上のことから、HACCP対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業の費用便益比率は、以下のような計算式で算出する。

$$\begin{aligned}
\text{費用便益比率} &= \text{総便益 (B)} / \text{総費用 (C)} \\
&= \Sigma (B_n \times R_n) / C \\
&\quad \begin{array}{cccc}
(1\text{年目}) & (2\text{年目}) & & (n\text{年目}) \\
\frac{B_1}{1+R} & + \frac{B_2}{(1+R)^2} & + \dots + & \frac{B_n}{(1+R)^n}
\end{array} \\
&= \frac{\hspace{10em}}{C} \\
&\doteq \left[\frac{B'}{R(1+R)^n} \right] / C \\
&\quad \frac{(1+R)^n - 1}{\hspace{10em}}
\end{aligned}$$

C : 総費用
B' : 総便益
R : 社会的割引率 (4%)
n : 耐用年数 (総合耐用年数)

4 係数等の考え方

(1) 社会的割引率の設定

社会的割引率は、0.04 (4%) とする。また、現在価値化の基準年は、原則として費用・便益分析を行う年とする。

※ 割引の考え方

割引する理由は、例えば現在の100円の価値と1年後の100円の価値とは同じではないという経済学的な理由による。つまり、1年後の100円は、例えば銀行で年利4%で運用した場合、現時点での約96円 (1+0.04で割引) の価値と同値である。このように、年々割り引いた価値となる。

(2) 分析対象期間の設定

分析の対象期間は、施設の耐用年数の期間とする。

なお、耐用年数の異なる施設により構成される施設については、総合耐用年数 (事業費により加重平均したもの) を用いる。

$$\text{総合耐用年数} = \frac{\Sigma C_i}{\Sigma (C_i / n_i)}$$

C_i : 施設 (i) の整備に要する事業費 (円)
n_i : 施設 (i) の耐用年数 (年)

5 便益の算出方法

(1) 具体的な計算方法

整備される施設の効果のうち、貨幣化が考えられる主な効果についての便益の計算の考え方を以下に示す。これら以外の効果についても客観的かつ数値化できる根拠があれば便益を算定することとする。

① 流通・加工の改善に伴う付加価値向上効果

HACCP等を取り入れることによる対外的な評価の向上などによる価格の上

昇及び仕向先の拡大による大量水揚げ時の価格の下支えなどを、その効果が生じうる水産物の数量に乗じて生産額の増加分を計算し、経費の増加分を差し引いて便益とする。

② 地域振興効果

ア 関連産業波及効果

整備した施設に関連して、その施設を直接的に利用・運営する者が行う事業以外の地域内流通業や加工業などに与える経済的な効果を便益とする。

イ 労働創出効果

施設の改修を行うことにより、雇用の創出につながり労働者の所得の増大が図られる場合、その所得の増加分を便益とする。

③ 維持管理費の計上

整備しようとする施設の維持管理費の一部（又は全部）が受益者の利用料で賄われており、既に便益から差し引かれている場合は、便益を重複して差し引くことを防ぐため、当該利用料は維持管理費から差し引くこと。

また、減価償却費については、維持管理経費に含まないこととする。

(2) 便益計算に用いる数値について

便益の算出において、原則として、漁獲量や魚価等の基準年における数値は直近の過去5年間の平均値を用い、雇用労賃等は直近の年の値を用いることとする。ただし、明らかな傾向が見られる場合やその他の値を用いる客観的な理由がある場合はこの限りではない。

なお、論理的には期待できてもその便益が相対的にわずかであると考えられる効果については、必ずしも便益として算出する必要はない。

6 総費用の算出方法

総費用は、消費税を含めた事業費とする。

7 施設別の便益計算方法の具体例

H A C C Pに対応できる施設の整備により、対外的な評価の向上に伴う価格の向上効果が期待される。平均魚価上昇分（加重平均）に平均年間取扱量を乗じたものを加算し、年間の平均便益を計算する。

（平均魚価上昇額×平均年間取扱量）

別紙様式 1

番 号
平成 年 月 日

水産庁長官 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

平成 2 5 年度 H A C C P 対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業
の公募に係る課題提案書の提出について

平成 2 5 年度 H A C C P 対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業
を実施したいので、別添のとおり関係書類を添えて提出します。

(担当者)
所属部署：
氏 名：
電 話：
F A X：
e - m a i l：

別紙様式 2

平成 2 5 年度 H A C C P 対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業
に係る課題提案書

第 1 団体等の概要

1 団体等の事業内容

【記入上の注意】

- ・ 団体等が行う定款等に定められた事業内容（水産加工業・水産物流通業についての事業内容）を記入して下さい。

2 団体等の組織規模等

【記入上の注意】

- ・ 団体等の組織、活動範囲、構成員（社員）の概要、専門知識のある職員の有無等を記入して下さい。
- ・ 上記項目について記入する他、組織図等を記入して下さい。（別紙可）

3 団体等の品質・衛生管理への取組方針

- ・ これまでの品質・衛生管理の取組及び今後の方針について記入して下さい。
- ・ 公募要領の別紙 1 の表の（2）のいずれの事項に該当するのか具体的に記入して下さい。

4 団体等の輸出拡大への取組方針

- ・ 輸出拡大の見込みについては、拡大を図る水産物の種類、輸出先国及び輸出拡大の目標を記載（複数の水産物を複数の国に輸出する見込みがある場合は、どの水産物をどの国に輸出する見込みなのかをわかるように記載）して下さい。
- ・ 現在、輸出を実施している場合は、その状況についても記載して下さい。

5 団体等の経理処理体制等

(1) 経理責任者

氏 名 :

所属・役職 :

電 話 :

F A X :

e - m a i l :

<p>【記入上の注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請事務等を行う担当者を記入して下さい。
<p>(2) 経理事務処理体制</p> <p>【記入上の注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経理事務処理に携わる各担当者を記入するとともに、経理事務処理体制、事務の流れ及びそれに係る内部けん制体制について、わかりやすく記入して下さい。 ・経理担当者の経理処理に有効な資格の有無、経験年数、研修実績、内部及び外部監査の体制等を記入して下さい。 ・上記項目について記入する他、事務処理体制がわかる概念図やフロー図等を記入して下さい。(別紙可) ・その他特記すべき内容等があれば記入して下さい。

第2 事業の目的

<p>【記入上の注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募要領記載の事業内容の趣旨との整合性に注意して記入して下さい。
--

第3 事業の内容及び実施体制

1. 事業の内容

(1) HACCP対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業実施計画

改修する施設名	改修する施設の所在地	実施時期	施設改修の内容

※ 施設改修の内容について、以下の点を明記した上で具体的に記載して下さい。

- ① 現行の施設で、新たにHACCP認定を受けるのに不足している点又は輸出先の求める登録要件に不足している点
- ② ①を踏まえた施設改修の具体的な内容（施設の内容については、第4の事業に必要な経費配分の積算内訳と同様にして下さい。(別紙可)）
また、附帯する設備等の購入を予定している場合には、それを含めて記載して下さい。
- ③ 整備しようとする施設の詳細資料（能力、仕様、位置等を示したもの）、その他衛生管理に関する資料（製造工程図、施設図面、標準作業手順書及び危害分析に関する資料）を添付して下さい。

(2) 実施体制

<p>【記入上の注意】</p>

- ・事業を実施していく上での、団体等及び関係者等との協力体制や実施体制についてわかりやすく記入して下さい。
- ・上記項目について記入する他、事業実施責任者及び補助者の役職・氏名及び役割分担等の事業実施体制がわかる概念図やフロー図等を添付して下さい。

第4 事業に必要な経費配分

区 分	補助事業に 要する経費	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金	自己負担金	
H A C C P対応のための 水産加工・流通施設の改 修支援事業 工事費 実施設計費 工事雑費	円	円	円	
合 計				

【記入上の注意】

※ 備考欄には、積算内訳を記入して下さい（別紙可）。なお、積算内訳の作成に当たっては、補助対象経費及び事業内容との整合性に留意して下さい。

第5 事業評価手法（効果）

【記入上の注意】

- ・事業実施によってどのような効果が期待できるのか、成果目標をできるだけ定量的に記入して下さい。
- ・事業実施にあたり、公募要領の別紙3にもとづき算出した費用・便益分析の数値が適切な値となっているか、その結果を記載して下さい。
- ・その効果を誰がどのように評価するのか、その方法を具体的に記入して下さい。
- ・（記載例）
成果目標については、水産加工・流通施設の改修整備により①輸出拡大の見込み、②新たなH A C C P認定の取得の予定を記入して下さい。

第6 事業完了予定年月日

平成 年 月 日

第7 添付書類（公募要領の9の(3)の資料）

- （注）・内容は追加的に照会する必要がないよう、具体的かつ簡潔に記入して下さい。
- ・提出期限までに到着しなかった提出書類は、いかなる理由があろうと無効になります。提出の際は、提出期限に余裕を持って発送するようにして下さい。
 - ・提出書類に不備等がある場合は、審査の対象とはなりませんので、公募要領や記入上の注意等を熟読のうえ、注意して作成して下さい。

別紙

(第4 事業に必要な経費配分の積算内訳)

区 分	補助事業に 要する経費	負 担 区 分		備 考
		国庫補助金	自己負担金	
H A C C P対応のための 水産加工・流通施設の改 修支援事業	円	円	円	
工事費				
建設工事費				
直接工事費				
〇〇〇				
〇〇〇				
〇〇〇				
〇〇〇				
共通仮設費				
諸経費				
現場経費				
一般管理費等				
製造請負工事費				
機械器具・機材費				
〇〇〇				
〇〇〇				
運搬費				
〇〇〇				
〇〇〇				
組立据付工事費				
工事費				
直接工事費				
〇〇〇				
〇〇〇				
機械器具損料				
共通仮設費				
諸経費				
機械器具費				
本機購入費				
〇〇〇				

○○○ 附属機械器具購入 費 ○○○ ○○○ 事業雑費 実施設計費 工事雑費				
合 計				

※「○○○」については、改修施設及び附帯設備等を詳細に記載すること。

例：直接工事費 搬入場、床、排水溝、天井等

機械器具・機材費及び機械器具費 冷蔵庫、殺菌装置等

別紙様式 3

平成25年度HACCP対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業の
実施に当たってのチェックシート

1 HACCPの取得スケジュール等

① 本事業での改修により、取得予定のHACCP等の種類

HACCP等の種類	予定の有無
ア EU-HACCP取得予定	
イ 米国HACCP取得予定	
ウ 上記以外の輸出先国の登録要件を満たす予定	

※ 「予定の有無」欄の該当する箇所全てに「○」を記載願います。

② 【①で「ウ」を選択した場合のみ回答】具体的な輸出先国、当該国の登録要件

ア 具体的な輸出先国

イ 当該輸出先国の登録要件

③ HACCP取得までのスケジュール、実施事項

【記入上の注意】

- ・ HACCP取得に当たり、保健所等との相談、打ち合わせ時期を記入すること
- ・ 上記以外に必要な事項があれば、当該事項及び実施時期を記入すること
- ・ HACCPの取得予定時期を記入すること

※ 時期については、「平成〇〇年〇月」と「月」まで記載願います。

2 自己資金の調達予定

① 調達方法の予定

調 達 方 法	該当有無
ア 預金	
イ 融資	

※ 「該当有無」欄の該当する箇所に「○」を記載願います。

② 【①で「イ」を選択した場合のみ回答】融資の相談をしている金融機関はどこですか。また、当該金融機関の回答を簡潔に記載願います。

ア 金融機関名

イ アの金融機関の回答

- ③ 【①で「イ」を選択した場合のみ回答】融資を受ける（予定）に当たり、金融機関の求めに応じ、抵当権の設定等を行う予定となっているかどうかをご回答願います。

抵当権の設定等の予定	該当有無
ア 改修部分のみ新たに普通抵当権を設定	
イ 改修部分のみ新たに根抵当権を設定	
ウ 改修箇所を含めた施設全体に新たに普通抵当権を設定	
エ 改修箇所を含めた施設全体に新たに根抵当権を設定	
オ 既存の根抵当権で融資を受ける予定	
カ 無担保で融資を受ける予定	

※ 「該当有無」欄の該当する箇所に「○」を記載願います。

3 他の補助金の活用状況

- ① 今回、本事業で改修予定の箇所について、他の補助金を活用した実績があるかどうかをご回答願います。

他の補助金の活用実績	該当有無
ア 他の補助金を活用した実績がある	
イ 他の補助金を活用した実績がない	

※ 「該当有無」欄の該当する箇所に「○」を記載願います。

- ② 【①で「ア」を選択した場合のみ回答】活用した補助金の名称を記載願います。

--